

## 個人情報保護制度の見直しについて

### 1 概要

地方公共団体の個人情報保護制度については、団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること、また、条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があることなど、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請されてきた。また、個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合も求められている。

このような中、令和3年5月にデジタル社会形成整備法において、個人情報保護法が改正された。

これにより、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、各地方公共団体の条例により、それぞれ定められていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化された。

### 2 改正個人情報保護法等

- (1) 令和3年5月19日 改正個人情報保護法公布
- (2) 令和4年4月(予定) 国がガイドラインを策定
- (3) 令和4年4月(予定) 施行①(国、独立行政法人)
- (4) 令和5年4月(予定) 施行②(地方公共団体)

※ 地方公共団体については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

### 3 条例の改正について

改正法により、全国的な共通ルールが設けられ、法律の的確な運用を確保するため国がガイドラインを策定する。その上で、地方公共団体は、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を条例で規定することとなる。

- (1) 現行の個人情報保護条例は廃止(予定)
- (2) 個人情報保護法施行条例を制定(予定)

### 4 参考

個人情報保護法の改正について(令和3年5月 国資料)

委員の皆様におかれましては、個人情報保護法施行条例を制定するにあたり、条例内容について、必要に応じて御審議いただくこととなりますので、よろしく願います。時期につきましては、今後の国の動向を注視し、検討してまいります。